

鶴岡市中心市街地将来ビジョン・中心市街地活性化基本計画策定委員会  
設置要綱

(設置)

第1条 本市中心市街地における今後のまちづくりの方針を協議するため、鶴岡市中心市街地将来ビジョン・中心市街地活性化基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、中心市街地将来ビジョンの策定及び中心市街地活性化基本計画の策定に係る事項を協議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 中心市街地の活性化に関する法律第15条第1項に規定する者
- (2) 本市の経済、観光又は交通に係る者
- (3) 本市の歴史文化又は都市開発全般に関する専門的知識等を有する者
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、任期内に辞任しようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、第3条第2項の規定により委嘱された委員のうちから、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(オブザーバー)

第6条 委員会は、必要に応じて意見を求めるためにオブザーバーを置くことができる。

(アドバイザー)

第7条 委員会は、必要に応じて意見を求めるためにアドバイザーを置くことができる。

(会議)

第8条 委員会は、委員長が招集し、委員会の議長となる。

2 委員長は、必要に応じ、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、建設部都市計画課及び商工観光部商工課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年5月12日から施行する。

(任期の特例)

2 この要綱の施行日以後、最初に第3条第2項の規定により委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、委嘱された日から令和7年3月31日までとする。

(会議招集の特例)

3 第8条第1項の規定にかかわらず、委員会設立後の最初の委員会は、市長が招集する。